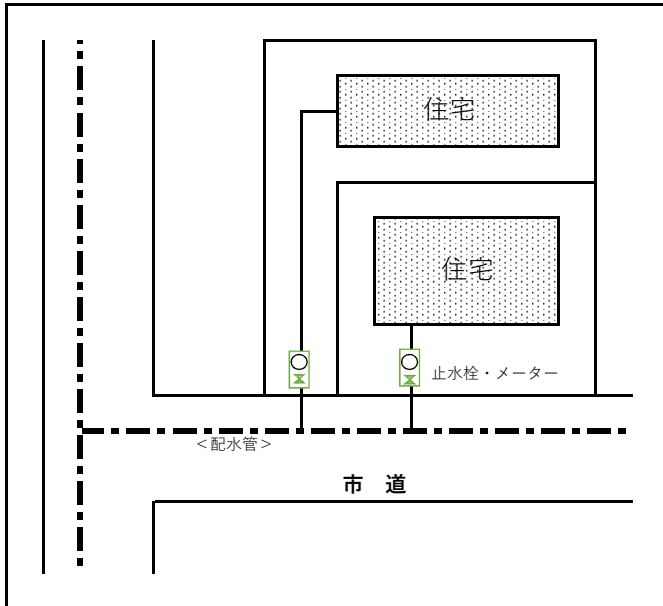
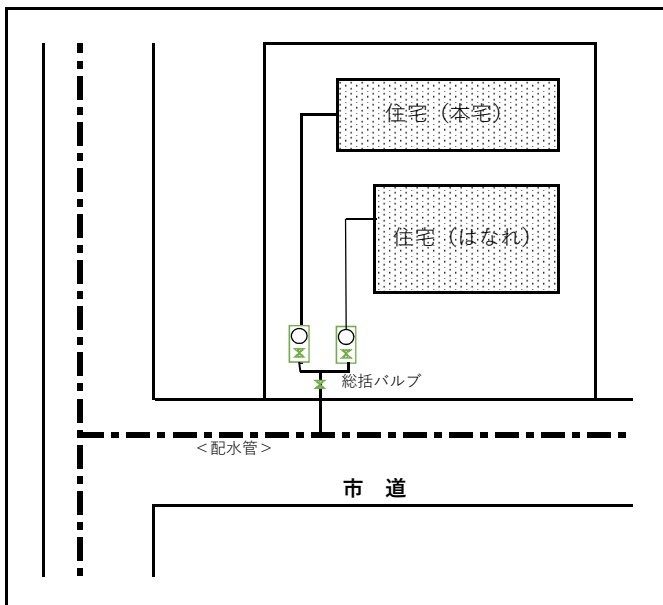


水道メーターの設置例



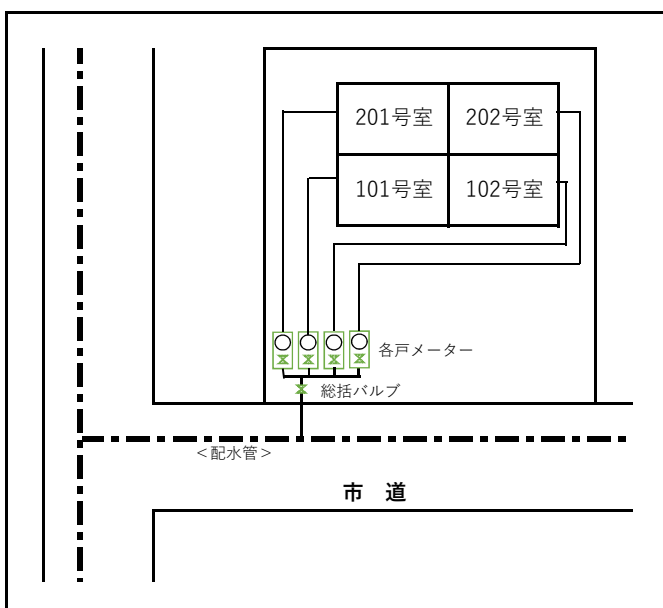
一般的な戸建て住宅の場合のメーター設置例

- ・官民境界より概ね1m以内に設置すること
- ・メーターまで直線的に立入りができること
- ・メーターまでの間にフェンス・塀等の障害物を設置しないこと
(設置をした場合は検針が可能ないように扉や切欠きを設ける)



二世帯住宅等でメーターを個別に設置する場合

- ・官民境界より概ね1m以内に総括バルブを設置すること
- ・漏水等の市の責任区分は総括バルブまでとする
- ・メーターまで直線的に立入りができること
- ・メーターまでの間にフェンス・塀等の障害物を設置しないこと
(設置をした場合は検針が可能ないように扉や切欠きを設ける)



集合住宅等でメーターを個別に設置する場合

- ・官民境界より概ね1m以内に総括バルブを設置すること
- ・各戸のメーターは総括バルブに程近い位置に設置すること
- ・漏水等の市の責任区分は総括バルブまでとする
- ・メーターまで直線的に立入りができること
- ・メーターまでの間にフェンス・塀等の障害物を設置しないこと
(設置をした場合は検針が可能ないように扉や切欠きを設ける)